

一中生のきまり

このきまりは、銚子市立第一中学校で、互いに楽しく充実した生活を送るためのものです。

第1章 通学及び出欠に関すること

第1条 通学（登下校）について

(1) 通学（登下校）

通学は原則として徒歩とします。ただし、やむを得ない事情がある者については、届出をし、許可された場合に限り、自転車での通学を認めます。自家用車等で送迎される場合、校門周辺での乗降は避けましょう。また、不審者等に遭遇した場合は、その場から逃げ、その後警察（110番）、第一中学校（0479-22-1273）に連絡をしてください。

(2) 服装等

原則、指定された服装等で登下校しましょう。
ただし、雨天時には、体操服・ジャージでの登下校を認めます。

第2条 登校・欠席・遅刻・早退・外出について

(1) 登校

8：10までに着席して読書を始めましょう。

(2) 欠席・遅刻

欠席・遅刻の場合は、保護者が学校に連絡し、理由を説明してください。

(3) 早退

早退が事前にわかっている場合には、保護者が学校に連絡し、理由や下校手段を説明してください。

(4) 外出

登校後は、原則として校外には出ません。特別な理由がある場合には、学級担任に申し出て、許可を得てからにしてください。

(5) 下校

諸活動終了後は、速やかに帰宅しましょう。

第2章 服装・身だしなみ等に関すること

第3条 服装・身だしなみ等について

(1) 指定された服装で登校・活動・下校しましょう。

なお、冬服の着用は原則として11月～4月、夏服の着用は原則として6月～9月とします。5月、10月を衣替え移行期間とします。

第3章 校内での生活に関すること

第4条 校内での生活について

(1) 服装

- ①校内での生活は、原則として制服とします。
- ②次の場合は、体操服（ジャージ）での活動とします。
 - ・清掃時
 - ・体育的活動
 - ・教科担任から連絡があった場合や特別な指示があった場合

(2) 持ち物

- ①確実に記名をしましょう。
- ②学校生活に必要なもの以外は持参してはいけません。
- ③現金は原則として持参しないようにしましょう。必要に応じて持参した場合は、登校後すぐに学級担任または部活動顧問に預けましょう。

(3) あいさつ・返事

- ①時と場に応じた、積極的で明るいあいさつを心がけましょう。
- ②全校集会等における表彰で氏名を呼ばれた場合は、大きな声で返事をしましょう。

(4) 他教室等の出入り

- ①自分の学級及び授業で使用する教室以外には、原則として立ち入らないようにしましょう。
- ②特別教室や体育館等を授業以外で使用する場合は、管理者の先生の許可を得ましょう。
- ③ベランダには、危険防止の観点から、指示のないときは、出ないでください。

第5条 家庭・社会での生活について

- (1) 法律、マナーを守り、安全に留意して行動しましょう。
- (2) 外出の際は、あらかじめ保護者の方に行き先・用件・帰宅予定時刻を伝え、外泊はしないようにしましょう。
- (3) 深夜（午後11時～翌朝4時）は、千葉県青少年健全育成条例に基づいて、外出してはいけません。十分に注意しましょう。

第6条 その他

- (1) 長期休業中の注意事項は、別に定めます。

※「校則等の見直しの方法」について

生徒会活動や学校評価アンケート等で出された、学校の校則等に関する意見・要望を集約し、その内容に応じて校内の生徒指導部会等で協議をし、見直しを行うこととします。